

平成20年度入学者選抜(後期選抜) 志願者案内

群馬県立勢多農林高等学校
371-0017 前橋市日吉町二丁目25番地1
電話 027-231-2403 FAX 027-233-1291

1 応募資格

次の(1)又は(2)に該当する者とする。ただし、前期選抜においていずれかの高等学校に合格している者及びフレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜に出願している者は応募資格がないものとする。

- (1) 学校教育法第47条の規定に基づき、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成20年3月に卒業見込みの者並びに中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成20年3月修了見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第63条各号の一に該当する者又は平成20年3月に該当する見込みの者

2 出願の制限

- (1) 志願者は、群馬県公立高等学校に係る通学区域(平成20年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項「資料1、49頁参照。以下「実施要項」という)に基づくものとし、1つ(学科又はコース)に限り出願できる。
なお、第2志望を認めるので、第1志望及び第2志望の学科又はコースを志願することができる。
- (2) 高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接学区から出願する場合は、「実施要項」付記1、19頁による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本校を志願する場合は、「実施要項」付記2、19頁～又は付記3、20頁～による。

3 募集人員

募集人員は、募集定員の50%とする。

学 科	コ ー ス	募集定員	後期募集人員	コ ー ス	募集定員	後期募集人員
植物科学科		男女40名	男女20名			
バイオテクノロジー科		男女40名	男女20名			
動物科学科	資源動物コース	男女20名	男女10名	応用動物コース	男女20名	男女10名
緑地土木科	土木工学コース	男女20名	男女10名	緑地デザインコース	男女20名	男女10名
食品文化科	食品科学コース	男女20名	男女10名	フードビジネスコース	男女20名	男女10名
グリーンライフ科	フラワーデザインコース	男女20名	男女10名	グリーンライフコース	男女20名	男女10名

ただし、前期選抜の合格者が前期募集人員に達しなかった場合は、各学科・コースとも募集定員から前期選抜の合格者数を減じた数とする。

4 出願手続

- (1) 志願者は、「入学願書」(「実施要項」様式1-1、25頁)を、出身又は在学中学校等の校長(以下「中学校長」という)を経由して、本校校長に提出する。
* 入学願書の所定の欄に、志願者の写真(縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽で平成19年10月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。)を貼付する。
なお、「入学願書」には、受検料として2,200円の群馬県証紙を貼付する。
- (2) 中学校長は、当該志願者の「調査書」(「実施要項」様式3-1,2、29頁～)及び「平成19年度第3学年成績一覧表」(以下「成績一覧表」という「実施要項」様式4-1,2,3、36頁～)を本校校長に提出する。
ただし、前期選抜の際に「成績一覧表」を提出した場合やすでに中学校を卒業した者のみが出願する場合には、本校への「成績一覧表」の提出は不要とする。また、特別支援学校及び在外教育施設等にあつては、「成績一覧表」の提出は不要とする。
なお、調査書の作成に当たっては、「調査書の作成について」(「実施要項」別記1、32頁～)を、成績一覧表の作成に当たっては、「成績一覧表の作成等について」(「実施要項」別記2、39頁)を参照すること。
- (3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は平成20年3月までに修了見込みの者が出願する場合は、調査書に代えて当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類(成績等を含むもの)を提出するものとする。
また、出願時に海外に居住している場合は、帰国後の居住地を確認することができる書類(様式は特に定めない。)を提出するものとする。
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験合格者にあつては、調査書の提出は不要とし、同認定試験の認定証書の写しを提出するものとする。
- (5) 入学願書等受付は、2月27日(水)午前9時～午後4時、2月28日(木)午前9時～正午に本校で行う。ただし、県外居住者で、2月29日(金)以降に保護者の転勤に伴う一家転住が確定した場合については、「実施要項」付記3、20頁～による。また、海外帰国者等のうち、2月29日(金)以降に帰国が決まった場合については、「実施要項」付記7、24頁による。
- (6) 本校校長は、「入学願書」を受け付けたときに「受検票」を交付する。

5 志願先の変更

入学願書等受付後において、志願先の高等学校や学科又はコース等を変更しようとする者(本校における志願の学科又はコースを変更しようとする者や第2志望の変更をしようとする者も含む。)は、3月4日(火)午前9時～午後5時に志願先の変更を行うことができる。志願先の変更手続等は、次による。

- (1) 変更しようとする者は、中学校長を経由して、「志願先変更願」(「実施要項」様式8-1、44頁)及び交付された「受検票」を本校校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとらなければならない。
- (2) 本校校長は、「志願先変更願」が提出された場合には、「志願先変更証明書」を交付する。

(3) 変更しようとする者は、交付された「志願先変更証明書」及び新たな「入学願書」を、中学校長を経て、新たに志願する学校の高等学校長に提出する。

なお、受検料については、県立高等学校間及び同一校における志願の学科又はコース間の変更の場合には「志願先変更証明書」の提出をもってこれに代えることができるが、市立高等学校又は学校組合立高等学校との間の場合には、設置者が定める受検料を新たに納入する。

(4) 中学校長は、当該志願者の「調査書」及び「成績一覧表」を新たに志願する学校の高等学校長に提出する。
(* 学科又はコースを変更する場合についても、新たに当該志願者の「調査書」を本校校長に提出する。)

ただし、すでに「成績一覧表」を提出した場合やすでに中学校を卒業した者のみが出願する場合には、本校への「成績一覧表」の提出は不要とする。また、特別支援学校及び在外教育施設等にあつては、「成績一覧表」の提出は不要とする。

6 志願の取消し

(1) 志願の取消しは、次の手続きによる。なお、手続きは、3月7日(金)午後4時までに行うものとする。

ア 取消しを希望する者は、中学校長を経て、「志願辞退届」(「実施要項」様式5-1、40頁)及び交付された受検票を、本校校長に提出する。

イ 本校校長は、「志願辞退届」が提出された場合には、「志願辞退証明書」を交付する。

(2) すでに納付した受検料は還付しない。

(3) この手続きにより志願を取り消した者が、全日制課程再募集、フレックススクール再募集又は定時制課程再募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、市立高等学校又は学校組合立高等学校に志願する場合を除く。

7 学力検査等

(1) 志願者は、学力検査及び面接を受けなければならない。受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

(2) 学力検査は群馬県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「社会」、「理科」及び「英語(リスニングを含む。)」の5教科の検査問題について実施する。

(3) 学力検査の配点は、各教科100点とする。傾斜配点は実施しない。

(4) 学力検査場及び面接会場は、本校とする。

(5) 学力検査と面接の日程は次のとおりとする。

3月10日(月)		3月11日(火)	
教科等	学力検査時間等	教科	学力検査時間等
受付	8:30～8:50	受付	8:30～8:50
国語	9:30～10:20	理科	9:30～10:20
数学	10:45～11:35	英語	10:45～11:35
社会	12:45～13:35	面接	13:00～15:30頃

(6) 携帯品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規(ただし、公式や角度等の記入してあるものは使用できない)。下敷きは使わないこととする。なお、問題解答の参考となるもの(計算機能、辞書機能等のついている腕時計)は携帯できない。

8 選抜方法

(1) 中学校長から提出された調査書及び5教科の学力検査の結果等を資料として、本校の当該学科又はコースの教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行う

(2) 学力検査の結果と調査書の学習の記録の評定については、両者を総合して選抜することを原則とする。その際、調査書の学習の記録の評定は、必修教科及び共通履修としての外国語の評定を資料とするものとする。

また、調査書の学習の記録の観点別学習状況、選択教科の評定等及び学習の記録以外の記録についても、選抜のための重要な資料とする。

9 海外帰国者等入学者選抜

海外帰国者等のうち、後期選抜における海外帰国者等入学者選抜を受けようとする場合には、「実施要項」付記6、22頁～又は付記7、24頁による。

10 合格者の発表

本校で、3月17日(月)午前10時に行う。発表方法は、合格者の受検番号を掲示するものとする。

11 選抜日程

事項	期 日	備 考
入学願書受付、 調査書、 成績一覧表提出	2月27日(水)、2月28日(木)	2月27日は午前9時から午後4時までとし、 2月28日は午前9時から正午までとする。
志願先変更受付	3月4日(火)	午前9時から午後5時までとする。
学力検査等実施	3月10日(月)、3月11日(火)	前記7による。受検票、上履き、弁当を持参すること。
合格者発表	3月17日(月)	午前10時、本校に掲示する。

12 学力検査の教科別得点の開示

平成19年の3月18日(火)から4月16日(水)までの祝日、土曜日及び日曜日を除く期間、本校応接室において、学力検査の教科別得点を、受検者本人(代理は認めない。)(の)請求により開示する。請求の受付は、午前9時から午後4時までとする(正午から午後1時までを除く)。開示を請求する者は、受付で受検票を提示すること。なお、電話等による得点の照会には一切応じない。